平成２８年度　事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国の経済は、政府が実施したデフレ脱却に向けた諸政策による経済対策等で回復の兆しも一部見られ、更なる景気の浮揚も期待されていますが、原油価格の下落、中国経済の不透明感の影響等もあり、依然として不安要因を残している状況にあります。一方、雇用関係においては、急速な少子高齢化により国民の４人に１人が 65 歳以上という超高齢社会になっており、年金受給年齢までの雇用確保のため定年延長や継続雇用制度等も導入されておりますが、団塊の世代が順次 65 歳を超えている中、現実には更なる労働力人口の減少が懸念されており、高年齢者の労働能力をいかに有効活用するかが、国を挙げての重要課題となっております。

このような状況の下、国においては、地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センターの取り扱う業務の要件を緩和し、派遣・職業紹介に限り、週 40 時間までの就業を条件付きで可能とする仕組みを整備しているところであります。

さらに、訪問介護事業におきましても、介護保険法の改正に伴い、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が実施されます。

こうしたことから、本センターとしては、宇都宮市をはじめ関係機関との連携を更に強化し、会員の新たな就業機会の確保を図るため、更なる事業の基盤拡大と充実発展に努めてまいります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

（１）就業機会提供事業

センターは、宇都宮市内に居住する 60 歳以上の不特定多数の高年齢者に対し、次の手法により、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を提供します。

①　請負・委任

センター会員として登録した会員に対して、民間や公共等から受注した仕事を「請負又は委任」契約により就労機会の提供を行います。

②　一般労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対し、派遣労働機会の提供を行います。

③　職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、求職者に対し、雇用就業を目的とした職業紹介を行います。

（２） 就業機会確保事業

センターは、次により、会員の確保、事業啓発、就業機会の確保等を実施します。

① 普及啓発事業

ア　ホームページ、広報うつのみや等を通して PR や周知を図ります。

イ　センター事業普及月間（10 月）に、市役所市民ホールで「シルバー人材センターパネル展」を開催します。

ウ　福祉の祭典等の様々なイベントへの積極的な参画、他団体との事業連携をします。

エ　センター事業普及月間（10 月）に、ボランティア活動等の地域社会貢献を行います。

オ　年１回、会報「シルバーだより」を発行します。

カ　企業訪問や個人宅へのポスティング等を行うとともに、会員の「口コミ」等による入会促進を図ります。

キ　福祉・家事援助や軽作業など、女性の技術等を生かした就業の拡大とＰＲに努めます。

② 安全・適正就業推進事業

〈安全就業推進事業〉

ア　安全委員会において、違反者に対するペナルティ制度の検討を含め、安全の確保と事故防止策を推進します。

イ　年２回、就業現場の安全パトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の徹底を図ります。

ウ　職群班を対象とした安全就業研修会、交通安全に関する研修会等により、安全就業等の意識の向上を図ります。

エ　健康に関する情報提供や定期健康診断の積極的受診を呼びかけ、健康管理の向上に努めます。

〈適正就業推進事業〉

ア　「就業案内」を毎月発行し、適正就業に対する情報提供に努めます。

イ　一般労働者派遣、職業紹介事業など発注者の要請に対応した適正就業の推進に努めます。

ウ　就業のワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図ります。

エ　適正就業を踏まえつつも、会員の経験、技術等を活かした弾力的な運用方法を検討します。

③ 就業開拓事業

ア　会員の特性や地域のニーズ等を踏まえた多様な事業の開拓を図ります。

イ　社会変化や政策等に沿った新たな事業を企画し、実施します。

ウ　補助事業や受託事業等を積極的に獲得し、事業の拡大を図ります。

④ 研修・講習事業

ア　「植木剪定」、「清掃」、「接遇」等の研修・講習会を開催し、技能・技術の高度化を図るとともに、同一職種内での勉強会により基礎強化を図ります。

イ　職群班ごとに接遇研修や事例発表などを行い、苦情ゼロを目指します。

⑤ 独自事業

ア　既存事業の拡大、販路確保を図るとともに、新たな独自事業の創出に努めます。

⑥ 相談・調査事業

ア　未就業会員を対象とした就業相談を毎週水曜日に開催します。

イ　職群班・地域班リーダー等を対象とした先進地視察調査を実施します。

⑦ **地域貢献事業**

ア　就業が困難な若者に対する体験する場の提供を行います。

イ　多様なボランティア活動の積極的展開を図ります。

⑧ **地域就業機会創出・拡大事業（旧：地域ニーズ対応事業）**

ア　中心市街地の空き店舗、センター喫茶コーナーを活用し、高齢者の居場所づくり事業を実施します。

⑨ **高齢者活用・現役世代サポート事業**

ア　育児支援分野や地域における人手不足分野等に係る取組を推進・拡大に努めます。

⑩ **介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）**

ア　要支援者等に対して実施してきた予防給付（訪問介護・通所介護）を宇都宮市において、平成 29 年４月より新総合事業が段階的に実施されるため、体制づくりを行います。

２　法人運営

（１）理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催します。

（２）総会

定時総会を６月に開催します。